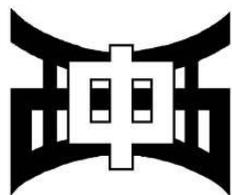


2025年度（令和7年度） 生徒指導規程



福山市立城西中学校

氏名（ ）

【第1章 総則】

1 目的

この規程は、生徒全員が安心・安全に、また学校内外を問わず規律ある豊かな生活を送り、将来、社会で通用する自立した人間を育成するために定めるものとする。

2 校訓

『挑戦』『絆』『創造』

3 目指す生徒像

自己指導能力を育む生徒

～「自分のために、みんなのために」と考え、行動する生徒～

○自分を理解し、お互いを認め合い、高めあうことができる

○自ら疑問や課題を見つけ、解決に向け、自分や仲間と考え、学び続ける

○自分たちの生活をよりよくするために、仲間と協力し、粘り強く取り組むことができる

【第2章 学校生活に関すること】

1 登下校について

- ①社会の一員として、交通ルールを守り、安全に登下校しましょう。
- ②並列歩行で大きく道にはみ出すことで迷惑をかけない等、歩行のマナーを守りましょう。
- ③自転車通学者については、自転車通学規定・交通法規を守って登校しましょう。

2 登校・遅刻・欠席・早退・下校等について

- ①始業時刻は8:30です。8:30までに登校し、朝読書を行いましょう。
- ②8:30までに自席に座っていなかった場合は、遅刻になります。
- ③体調不良などで欠席や遅刻する場合には、8:15までに保護者から学校へ連絡してもらいましょう。（「すぐーる」でも可能です。）
- ④8:30以降に登校した場合は、職員室で登校連絡カードを記入してもらい、担任の先生または授業者の先生に提出してください。
- ⑤早退するときは、保護者に連絡が取れたことをもって早退を許可します。
- ⑥登校したら、安全面を考慮して無断で校外に出てはいけません。
- ⑦完全下校時刻は、年間を通して17:05となります。

3 服装, 身だしなみ等について

- ①服装、身だしなみ等については、校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める服装（制服や体操服、ウインドブレーカーなど）を着用しましょう。
- ②休日や忘れ物を学校に取りに来る場合も、制服または本校指定体操服を着用しましょう。
- ③部活動終了後の登下校の服装は、制服または体操服、ウインドブレーカー、各部活動で購入した練習着で登下校しましょう。

(1) 服装について

- ①指定ブレザー
- ②指定ズボン or 指定スカート（女子用のズボンもあります。）
（ズボンをはく際には、ベルトを着用しましょう）
- ③白ポロシャツ・カッターシャツ 長袖 or 半袖（メーカーの指定はありません。）
- ④ソックス（白色・黒色・紺色）
- ⑤ベスト or セーター（ベストは学校指定のものです。）
- ⑥防寒具（マフラーや手袋、耳当てなどは、登下校時に着用しても良いです。）
- ⑦防寒服（指定のウインドブレーカーを着用してください。）
※衣替えについては、各家庭で体調や気温に合わせて判断してください。
- ⑧通学カバンは、規定がありません。各自で登下校の際に使用しやすいものを使用してください。（リュックサックの場合は、24ℓ程度のサイズ以上だとロッカーに入りにくいです。）必要に応じて、補助カバンを使用してください。
- ⑨通学靴については、白を基調とした運動靴にしてください。（メーカーの指定はありません。通学や体育の授業などにも対応しやすいものを準備してください。）
- ⑩上履き・体育館シューズは、学校指定シューズです。
- ⑪体育の授業、体育的行事（体育大会など）の服装については、指定の体操服を着用して行います。外での活動の際には、運動靴で行います。体育館内での活動の際には、体育館シューズで行います。
- ⑫部活動の服装は、運動部に所属している生徒は、運動に適した服装（体操服など）を着用してください。文化部に所属している生徒は、必要に応じて、制服と体操服を着用して下さい。

(2) 身だしなみについて ⇒ いつでも入試等に行けるような身だしなみにしましょう。

- ①髪型は、清潔感のある髪型としましょう。（染髪は禁止です。）
- ②肩にかかる長さの髪は、結んでください。
（髪留め用のヘアピンやゴムについては、華美でないものにしてください。）

4 校内での生活について

学校は、公共の場であり集団生活の場です。授業・休憩・部活動など学校生活の全ての時間において、生徒全員が安心して気持ちよく学校生活を過ごせるように、一人一人が意識して生活していきましょう。

①学校の備品について

- 学校で学習や部活動を行う際に使用する道具については、みんなで大切に使いましょう。
- 万が一壊れたりした場合は、必ず先生に申し出てください。
※場合によっては、弁償をしてもらいます。

②持参物について

- 学校での学習活動や部活動に必要なでないものは、学校に持ってこないようにしましょう。
- 必要な場合、やむを得ず持参した場合は、朝学活で担任の先生に預けましょう。
例：携帯電話、お金 等

③教育相談

- 生徒・保護者は、相談したいことがある場合、いつでも先生に相談できます。
また、スクールカウンセラーにも相談することができます。(毎週火曜日)

④相談室について

- 教室で生活を送ることに不安を感じたりする生徒については、相談室を利用することができます。利用する際には、必ず事前に先生と話をしてから利用してください。

5 個別指導（特別な指導（別室反省指導）を含む）について

通常の指導だけでは、本人の反省が不十分である場合や、他の生徒の安心・安全が十分に確保できないと学校長が判断した場合には、別室にて個別指導を行うことがあります。

【第3章 校外での生活に関すること】

校外で行われる学校の教育活動（部活動の遠征・行事および修学旅行を含む校外活動など）においては、「校内での生活」の規定通りを原則とします。

学校行事以外での校外での生活については、保護者責任が指導の基本となりますが、学校も生徒支援の観点から家庭・関係機関等と連携を取り指導します。

【第4章 関係機関との連携について】

法令・法規に違反する行為については、青少年健全育成の観点から、早い段階で過ちに気付かせ、反省を促し、望ましい方向に導くことを目的として、関係機関（警察・子ども家庭センター等）と連携し指導にあたります。

付則 この規程は、2025年（令和7年）4月1日より施行する。

※必要に応じて今後見直し・改善を行うものとする。